## 基準３－７　専任教員の授業負担等が適切であること

分析項目３－７－２　法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること

【分析の手順】

・研究専念期間について定めた規則があるか確認する。また、過去５年間に研究専念期間を取得した教員の人数や期間等の実績を確認する。

過去５年間における教員の研究専念期間取得状況（別紙様式３－７－２）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 年度 | 研究専念期間を  取得した教員数 | 実施状況（期間を含む） | 規則等 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |